平成２２年（フ）第８０９号
札幌市中央区南９条西６丁目421番地15　ハイツ相田２階６号
債務者　田中　　恵
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８１４号
北海道江別市元町10番地の10　ハイツほくしん102
債務者　鎌田　勝見
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８２７号
札幌市西区発寒２条３丁目５番16号　プラザイン発寒23―201号
債務者　小泉　雄嗣
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３６号
札幌市中央区南２条西13丁目318番地９
債務者　高松　　稔
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３７号
札幌市中央区南２条西13丁目318番地９
債務者　高松　紘子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８４４号
北海道江別市豊幌美咲町39番地の６
債務者　合津　美和
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８５７号
札幌市南区南32条西９丁目３番１号　南山鼻ハイム202号
債務者　木村　京子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８９６号
札幌市中央区南20条西14丁目３番16号　コーポ20条Ｄ―３号
債務者　鶴尾　武男
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５号
福島県喜多方市岩月町橿野字菅原1415番地１
債務者　佐藤美代子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
群馬県高崎市吉井町本郷71番地１
債務者　高橋　一由
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第９１号
群馬県高崎市小八木町1565番地１　ハイム大季102号
債務者　村上　康介
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第９５号
群馬県藤岡市上大塚478番地７　ケンセイハウスＢ101
債務者　田村　文浩
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２２２号
埼玉県飯能市大字平松73番地１　平松団地３―２
債務者　池田　榮二
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９６号
新潟市西蒲区美里420番地30
債務者　植松　宏子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９８号
新潟市秋葉区新津本町３丁目18番14号　和美荘５号室
債務者　後藤秀次郎
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０４号
新潟市中央区文京町19番17号
債務者　笹川　奈古
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３２号
新潟県燕市吉田下中野255番地１
債務者　頓所恵身子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３３号
新潟市東区中山８丁目21番10号　レジデンス中山201号
債務者　跡治　純子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
新潟地方裁判所民事部